

株券等の電子化に係る制度要綱（中間とりまとめ）  
【別紙編】

< 目 次 >

**(第3 データセンター)**

- 別紙 1 口座管理機関が機構に通知すべき加入者情報の項目(案)
- 別紙 2 口座管理機関による加入者情報の標準化ルール(案)
- 別紙 3 機構における名寄せ処理及び類似データ抽出処理(案)

**(第5 移行)**

- 別紙 4 保振制度での単元未満株式の預託について
- 別紙 5 保振制度での単元未満株式の預託スキーム図

以 上

## 口座管理機関が機構に通知すべき加入者情報の項目（案）

口座管理機関は、機構取扱対象株式等の振替のための加入者口座を開設したときは、遅滞なく、次に掲げる加入者の類型に応じ、当該加入者口座に係る加入者の情報を機構に通知する。

No.	項 目		個 人		法 人		摘 要
			居住者	非居住者	内国法人	外国法人	
1	加入者口座コード	口座管理機関コード（7桁）					機構加入者の場合、口座の区分を示すコード（2桁）を含む。
2		加入者の口座番号（14桁）					加入者のために開設した口座の番号（実質株主管理番号）
3	氏名又は名称						加入者の届出氏名又は名称
4	カナ氏名又はカナ名称						
5	代表者の役職・氏名						
6	代表者のカナ氏名						
7	住所						加入者の届出住所
8	英字住所						加入者が非居住者・外国法人である場合の英字住所
9	生年月日						
10	常任代理人の氏名又は名称						連絡先住所のみの届出の場合には通知対象から除外
11	常任代理人又は連絡先の住所						加入者の届出における常任代理人又は連絡先の住所
12	常任代理人の代表者等の役職・氏名						連絡先住所のみの届出の場合には通知対象から除外
13	法定代理人の氏名又は名称					( )	法定代理人の選任がある場合必須
14	法定代理人の住所					( )	加入者の届出における法定代理人の住所
15	法定代理人の代表者等の役職・氏名					( )	法定代理人が法人である場合のみ通知
16	外国人保有制限銘柄における外国人への該当有無						
17	居住・非居住の別						

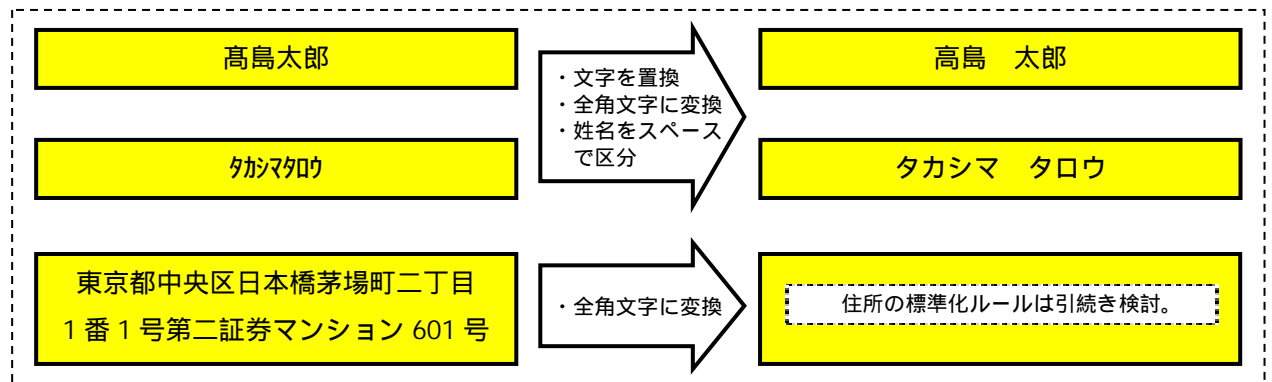
加入者口座の名義が「共有」となっている場合や「法人格のない団体（投資クラブ、従業員持株会など）」となっている場合等の取扱いについてはさらに検討。  
表の「」は必須通知項目、「」は機構の定める場合には通知対象から除外するものを示す。カッコ内の表示は、該当データが存在する場合の取扱いを示す。

## 口座管理機関による加入者情報の標準化ルール（案）

口座管理機関は、機構に対する加入者情報の通知に際し、加入者情報に含まれる項目の分類に応じて、次のとおり、加入者からの届出内容等に基づいて登録されたデータの標準化を行う。

No.	項目	
1	加入者口座コード	口座管理機関コード（7桁）
2		加入者の口座番号（14桁）
3	氏名又は名称	
4	カナ氏名又はカナ名称	
5	代表者の役職・氏名	
6	代表者のカナ氏名	
7	住所	
8	英字住所	
9	生年月日	
10	常任代理人の氏名又は名称	
11	常任代理人又は連絡先の住所	
12	常任代理人の代表者等の役職・氏名	
13	法定代理人の氏名又は名称	
14	法定代理人の住所	
15	法定代理人の代表者等の役職・氏名	
16	外国人保有制限銘柄における外国人への該当有無	
17	居住・非居住の別	

分類	内容
氏名 又は 名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、本人確認資料の表記と同一とするが、機構の定める統一文字集合の範囲外の文字については、統一文字集合の範囲内の他の文字（カナを含む。）への置換えを行う。</li> <li>外国人の氏名又は外国法人の名称は、非居住者の場合は英字、居住者の場合はカタカナにより表記する。</li> <li>法人の名称に含まれる法人の種類（株式会社、学校法人など）は、省略表記しない。</li> <li>カナ又は漢字混じりで表記する氏名又は名称については、全角文字（法人の名称の一部に英字を使用している場合の当該英字を含む。）とし、姓・名・ミドル名の間は全角スペースにより区分する。外国人の氏名又は外国法人の名称を英字で表記する場合は、半角英数字とし、姓・名・ミドル名の間は半角スペースにより区分する。</li> </ul>
	住所



## 機構における名寄せ処理及び類似データ抽出処理（案）

機構は、口座管理機関から加入者情報の新規データ通知又は変更データ通知が行われるつど、表中の「 」及び「 」で表記された項目がすべて一致した場合に名寄せを行うとともに、「 」で表記された項目が一致し、「 」で表記されたデータが不一致となった場合であって、機構の定める一定の条件に該当した場合には、類似データとして抽出を行う。

No.	項 目	個 人		法 人		条 件
		居住者	非居住者	内国法人	外国法人	
1	氏名又は名称					
2	カナ氏名又はカナ名称	( )	( )	( )	( )	
3	代表者の役職・氏名				( )	
4	代表者のカナ氏名			( )		
5	住所					不一致となった場合でも、一定の条件により類似データとして抽出。
6	英字住所					
7	生年月日	( )	( )			
8	常任代理人の氏名又は名称					常任代理人が選任されている場合に限る。
9	常任代理人又は連絡先の住所					不一致となった場合でも、一定の条件により類似データとして抽出。
10	常任代理人の代表者等の役職・氏名					名寄せの対象項目としない。
11	法定代理人の氏名又は名称					法定代理人が選任されている場合に限る。
12	法定代理人の住所					不一致となった場合でも、一定の条件により類似データとして抽出。
13	法定代理人の代表者等の役職・氏名					名寄せの対象項目としない。

加入者口座の名義が「共有」となっている場合や「法人格のない団体（投資クラブ、従業員持株会など）」となっている場合等の取扱いについてはさらに検討。  
カッコ内の表示は、データによる比較が可能である場合に限り、名寄せ処理及び類似データ抽出処理の対象項目として取り扱うことを示す。

## 保振制度での単元未満株式の預託について

現行法制下で登録単元未満株式を保振制度に移管するためには、株主が会社から単元未満株券の交付を受け、参加者を經由して機構に預託する必要がある。現行法制下で登録単元未満株式を保振制度に移管することとした場合に考えられるスキーム概要を整理した。

スキーム概要	備考
<p>会社は、保振制度及び振替制度の内容を説明し、登録単元未満株主から当該株主の指定する参加者（以下、「指定参加者」という。）を通じて機構に単元未満株券を預託することの意思確認を行う。その際、指定参加者の保護預り口座の連絡及び単元未満株式の発券請求を受ける。</p> <p>会社は、指定参加者の株主ごとの保護預り口座を確認する。</p> <p>指定参加者は、株主から単元未満株券を代理受領することについての委任を受ける。</p> <p>指定参加者は、会社に対して準備手続完了の連絡を行う。</p> <p>会社は、単元未満株券を発行し、指定参加者は、単元未満株主のために代理受領する。</p> <p>指定参加者は、個別に機構への預託を行う。</p>	<p>会社側で一定範囲の参加者を選定し、その中から指定参加者を選ぶ方法も考えられる。</p> <p>指定参加者数が少ないと、単元未満株券の預託について同意を得ることができる株主の数が限られる。一方、指定参加者数が多いと、手続きが煩瑣になることが考えられる。</p> <p>リスト形式の株券様式等を活用する方法が考えられる。</p> <p>通常の預託手続きを想定するが、指定参加者及び機構が名義書換代理人の下に参集して、株券の授受を行う方法（出張預託）等も考えられる。</p> <p>機構は、預託された株券について不所持申出を行うことが考えられる。</p> <p>買取請求・売渡請求により単元未満株式数に変更が生じないように、短期間で一連の手続を行う必要がある。</p>

保振制度での单元未満株式の預託スキーム図

